

第2章 インターネット資源管理体制の現状及び  
それに関する議論の動向



## 第2章 インターネット資源管理体制の現状及びそれに関する議論の動向

### 2 インターネット資源管理体制の現状及びそれに関する議論の動向

#### 2-1 資源管理体制の全体像

ドメイン名は IP アドレスやプロトコル番号などと同様に、インターネット上の論理資源の一つであり、インターネット上で一意 (unique) である必要がある。また、最近枯渇が叫ばれることの多くなった IPv4 アドレスほどではないが、ドメイン名もラベルに使用できる文字数には技術上の制限があるなど取り得る文字列の組み合わせは有限であり、そういう意味では有限の資源であるといえる。

このうち、「インターネット上で一意である」ことは非常に重要なことであり、もし複数の同ドメイン名が存在しうる事態となってしまうと、通信相手はどちらを相手として通信を行えばよいのかわからなくなってしまう。たとえば、同じドメイン名を持つ Web サイトが 2 つ存在するようなことが起これば、通信を行いたいサイトを特定する術がなくなってしまい、ユーザは非常に混乱することになるだろう。

このような理由から、インターネット上における資源管理に関しては、一元的に管理する組織がどうしても必要であり、そのような管理を行っているのが ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)である。ICANN は IP アドレスやプロトコル番号などと同様に、ドメイン名も一元的に管理している。実際にドメイン名の管理を行っている各 gTLD・ccTLD レジストリに対しては、ICANN から管理が委任されており、その委任された権限に基づいて各レジストリは各 TLD を管理している。

とはいえ、ICANN が当初からドメイン名の管理を行っていたわけではなく、ICANN が設立される以前は、南カリフォルニア大学のジョン・ポステル氏を中心に、米国政府の援助も受けつつも基本的に技術者や研究者のボランティアで運営されていた IANA(Internet Assigned Numbers Authority) がインターネット資源管理の責任を担っていた。しかし、1990 年代後半になるとドメイン名の登録数の爆発的増加にみられるようにインターネットが急速に発展し、社会への影響力が非常に大きくなり、また NSF (全米科学財団) からの委託を受けてドメイン名の管理を行っていた NSI (ネットワークソリューションズ社) に対して「独占的」との批判が高まる状況となった。

このような状況を受けてインターネットにおける資源管理のあり方についての議論が高まる中で発表された、米国政府による「インターネットの名前およびアドレスの技術的管理

の改善についての提案（通称：グリーンペーパー<sup>11</sup>）」や、それに対するさまざまな批判や意見を反映して再度米国政府が作成した「インターネットの名前およびアドレスの管理（通称：ホワイトペーパー<sup>12</sup>）」の発表を経て、インターネットの資源管理については、新しい非営利法人を作り、その法人の管理の元で民間主導・ボトムアップという方針に基づき管理されていくことになった。

この非営利法人が ICANN であり、IANA はその役割を ICANN に引き継ぎ、現在では ICANN の資源管理における機能の名称としてその名前を残している。

このように、インターネットの資源管理はカリフォルニア州の非営利法人である ICANN が行っており、米国政府も民間主導の資源管理を認めているが、一方でインターネットが米国政府の投資の元で成立したという主張は崩しておらず、インターネットの元々の管理権限は米国政府が有しており、それを民間組織である ICANN に委譲するのだというスタンスをとっている。

事実、現在のルートゾーンの管理権限は米国商務省から ICANN に対して契約に基づき期限付きで認められており、ルートゾーンの変更にあっても商務省の最終承認が必要となっている。もちろん、承認といってもあくまで形式的なものであり、実際に ICANN 側が行おうとした変更に対し商務省が承認しなかった例は聞かないが、一方で形式的とはいえルートゾーンの管理というドメイン名の管理における根本の部分に対して、米国政府が一定の権限を今なお有しているのもまた事実である。

ただし、インターネットの資源管理に関して、いつまでも米国商務省が権限を持つということはなく、ICANNと商務省の間の覚書では最終的にICANNに管理権限を委譲することが定められており、覚書中に定められている管理権限移管のための条件が整えばICANNに全ての管理権限が移管されることが規定されている。逆に言えば条件が整わない限りは移管されないということであり、事実両者の間の覚書は期限を延長する形でたびたび改訂されており、最新の改訂は2006年8月<sup>13</sup>に行われた。この最新の覚書では、2011年が新たな期限として定められており、ICANNとしてはこの期日までに条件を整え、米国商務省からの管理権限の移管を実現させるべく活動していくことになる。

このように、インターネットの資源管理に関しては ICANN が階層構造の頂点に位置し、管

---

<sup>11</sup> 「インターネットの名前およびアドレスの技術的管理の改善についての提案」

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-green.html>

<sup>12</sup> 「インターネットの名前およびアドレスの管理」

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.html>

<sup>13</sup> <http://www.icann.org/general/iana-contract-14aug06.pdf>

理を行っているわけだが、実際のドメイン名の管理については、各 gTLD・ccTLD ごとにレジストリに管理が委任され、実際の管理は各レジストリが行っている。また、レジストリは資源管理に特化しており、ユーザとの窓口となるのはレジストラやリセラと呼ばれる組織である。

ここまでで述べたように、ドメイン名の管理についても他のインターネット資源同様、世界中で一意であることが保証されることが求められており重複は許されない。具体的には同一の階層では同じラベルを持つドメイン名は存在できないことになっている。

その一意性を保証するために、TLD ごとにレジストリは 1 組織となっているのが普通である。このようにレジストリは自然独占の傾向を持つことになるが、これはデータベースの一元管理という目的から考えるとある程度やむを得ないことといえる。

このような自然独占を生じさせる仕組みの一方で、ドメイン名の管理構造においては、ICANN 設立の経緯などからもわかるように、積極的に競争原理も導入されている。これは、公正・中立の原則は守りつつも、サービスや価格面でユーザである登録者が不利益を被らないようにすることが目的である。

ドメイン名の管理構造におけるこのような競争原理の中でおそらく一番有名なものが、gTLD などに導入されている「レジストリ＝レジストラモデル」である。これはデータベースの一意性を守るためにレジストリに独占的な管理を認めるものの、一方でレジストリはレジストリデータベースの管理に専念し、登録の受け付けなどのサービスはレジストラが提供することにより、一定のルールの下レジストラ同士で自由に競争を行わせることによって、より良いサービスを登録者が受けられるようにしようという考え方である。

さて、このように IP アドレスの管理構造とは違い積極的に競争原理を導入しているドメイン名登録の世界であるが、やはり公平・中立を守るために一定のルールは必要であり、競争が行われる中でもそのルールが守られるようにする仕組みが求められる。いくら安価な登録サービスを提供する業者が現れても、それが既存の枠組みやユーザにとって悪影響を与えるものであってはいけなし、本来ユーザが受けられるサービスが低価格と引き替えに受けられないということであってはならないからである。

そういった、レジストリやレジストラの権利と責務、言い換えればレジストリが守らなければならないルールや各レジストラが守らなければならないルールをポリシーと呼ぶが、これらのポリシーの制定のされ方は gTLD と ccTLD では若干異なっている。次はこのポリシー策定に関する仕組みについて解説していきたい。

まず、gTLD の場合は少し特殊な事情があり、RGP(Redemption Grace Period：削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」)や WLS(Wait Listing Service)など、gTLD 関連のポリシーはレジストリ・レジストラ双方に深く関わってくるものが大半である。ポリシーを策定するにあたっては、レジストリとレジストラがお互いに納得できるものである必要がある。

したがって、gTLD のポリシー策定にあたっては、レジストリ・レジストラのどちらか一方だけで決定することはできず、一般的に ICANN の支持組織のひとつである GNSO(Generic Names Supporting Organization「分野別ドメイン名支持組織」)でレジストリ・レジストラ双方の議論によって検討される。まず、GNSO 自らの発議、もしくは理事会からの要請に従いポリシー策定の是非やその内容について検討し、その結果を理事会に提案する。そして、その内容を理事会が承認すれば正式なポリシーとなる。また、理事会は GNSO に提案するだけでなく自らポリシーを策定することも可能となっている。

なお、GNSO は、GNSO 評議会と「gTLD レジストリ部会」、「レジストラ部会」、「ビジネスユーザー部会」、「非商用ユーザー部会」、「知的財産権関係者部会」、「ISP 部会」の 6 部の部会から成り立っており、2007 年 2 月現在、GNSO 評議会のメンバーは以下の通りとなっている。

表8： GNSO 評議委員一覧

選出母体	氏名	出身
チェア	Bruce Tonkin	アジア太平洋
ビジネスユーザー部会	Philip Sheppard	ヨーロッパ
	Mike Rodenbaugh	北アメリカ
	Alistair Dixon	アジア太平洋
gTLD レジストリ部会	Chuck Gomes	北アメリカ
	Cary Karp	ヨーロッパ
	Edmon Chung	アジア太平洋
ISP 部会	Tony Harris	ラテンアメリカ
	Tony Holmes	ヨーロッパ
	Greg Ruth	北アメリカ

非商用ユーザ部会	Robin Gross	北アメリカ
	Norbert Klein	アジア
	Mawaki Chango	アフリカ
レジストラ部会	Ross Rader	北アメリカ
	Thomas Keller	ヨーロッパ
	Bruce Tonkin	アジア太平洋
知的財産権関係者部会	Ute Decker	ヨーロッパ
	Kiyoshi I. Tsuru A.	ラテンアメリカ
	Kristina Rosette	北アメリカ
指名委員会選出委員	Jon Bing	ヨーロッパ
	Avri Doria	北アメリカ
	Sophia Bekele Term	アフリカ
リエゾン	Suzanne Sene	GAC
	Alan Greenberg	ALAC

これらの手順を経て定められたポリシーは、gTLD レジストリおよびレジストラにとっては拘束力をもったルールとなり、必ず守られることになる。なぜならレジストリやレジストラは ICANN との契約に基づいて業務を行っており、その契約の中でポリシーの遵守もレジストラやレジストリの責務として定められているからである。もし守らない場合は、その契約の条項に基づいて契約解除も含めた何らかのペナルティが課されることになる。

一方、このように ICANN との契約に基づき多くの制約が課されており、ICANN で定められたポリシーに対しても厳格に遵守を求められるレジストリやレジストラと違い、リセラは直接的にポリシーに縛られることはない。これは、リセラは ICANN と何の契約も結んでいないことが一般的なため、直接 ICANN によって定められたポリシーに従う義務は無いためである。とはいえ、ほとんどのリセラはどこかしらかのレジストラの下に入って業務を行っているため、その上位レジストラが影響を受けるポリシーについては、リセラも同じような影響を受けると考えて良い。また、たとえリセラ自身はポリシーに従う必要がなく違反をしたところで ICANN から処罰されないとしても、レジストラはポリシーに縛られるため、そのようにポリシー違反をするリセラと契約を継続するとは考えにくい。そのような意味では、リセラにも間接的にはポリシーに従う強制力が働いているとも言える。

一方、ccTLD に関しては gTLD と大きく雰囲気異なる。

元々、ICANN の設立以前から IANA から直接管理を委任されていた ccTLD も多く、そのような歴史的経緯から ccTLD については、各国・地域による独自のポリシー策定が認められている。

また、GNSO のように各 ccTLD 管理者が集まって統一されたポリシーを策定する場も無い。一応、GNSO にならって ccNSO(Country Code Names Supporting Organization : 国コードドメイン名支持組織)という支持組織が ICANN の内部に設立されたが、元々 ccTLD の管理者の中には ICANN の中央集権的な管理体制に対して否定的な感情を抱いている者もまだ多く、また金銭的な負担の問題等からも、全ての ccTLD 管理者が参加するという状況にはいまだなっていない。

とはいえ、最近では少しずつ ccNSO に参加する ccTLD 管理者の数も増えてきており、一時期に比べると随分と ccNSO でポリシー策定を行うための状況は整いつつある。しかしながら、ccNSO で ccTLD 共通のポリシーを策定するようになるにはまだもう少し時間がかかりそうである。また、もし仮に全ての ccTLD 管理者が ccNSO に参加するようになったとしても、ccTLD の管理には各国・地域ごとの言語や文化の問題、歴史的背景などの違いから、統一的なルールを作るのが難しい部分も残るだろう。そのような点を考慮すると、GNSO とは違い、全ての分野にわたるポリシーを ccNSO で策定するのではなく、各 ccTLD で共通であることが求められる部分については ccNSO で策定し、各国・地域の事情に合わせた方がよい部分は各 ccTLD の裁量に任せるという方向性になるのではないだろうか。そういう意味では、従来通り ccTLD については各 ccTLD ごとに独自にポリシーを策定するという、大元の部分は大きくは変わらないのではないかと思われる。

### 2-1-1 ICANN/IANA

ドメイン名の管理体制における ICANN の関わりは IP アドレスやプロトコルポート番号といった他の分野に比べ、比較的大きいといえる。

ICANN の役割の中で、最も一般ユーザにとってわかりやすい役割は gTLD や ccTLD の管理業務であろう。この管理業務の中には、既存の TLD の管理と同様に、新しい TLD の新設などもその範疇に含まれる。ICANN が設立されて以降、それまで 7 つだった gTLD は現在では 19 となり、さらに現在も新たな gTLD について承認の可否が検討中であるが、このような gTLD の新設も ICANN の重要なミッションの一つである。

またこのように新設された gTLD をはじめ、各 gTLD のレジストリはレジストリ業務を行うにあたって ICANN と契約を結ぶことが必要とされており、VeriSign 社をはじめとした

各 gTLD レジストリは ICANN と契約を結んでいる。これらの契約は無期限ではなく、一昨年.netのレジストリ業務において ICANN と VeriSign 社との間の契約が更新されたように、一定期間毎に見直しが行われることになっている。

一方、ccTLD については全てのレジストリが ICANN と契約を結んでいるわけではない。歴史的な経緯などから、ccTLD の管理権限は ICANN 設立以前に IANA から個人に委任されていることも多く、お互いの権利と責務を明確にするためにも ICANN と ccTLD 管理者の間で契約締結を進めようという動きはあるものの、現時点では日本などいくつかの ccTLD が契約を結ぶに留まっている。契約では重すぎるといって覚書のように比較的緩やかな仕組みが用意されたがそれでも関係構築は進まず、近年ではアカウントビリティ・フレームワークと呼ばれるさらに敷居の低い仕組みを導入している。このアカウントビリティ・フレームワークでは、ICANN、ccTLD 管理者双方の役割を相互に規定し合意する二者間契約だけでなく、それぞれが自組織の役割を一方的に宣言する「書簡の交換」という形を取れるようになってきているなど、より ICANN と各 ccTLD との関係構築を進めやすい仕組みとなっている。

また、レジストリの監督以外に ICANN が果たす責務としては、レジストラの管理も挙げられる。ドメイン名市場の独占に対する対応として、ICANN は gTLD の管理にレジストリ-レジストラモデルと呼ばれる仕組みを導入した。これはドメイン名の登録はレジストリではなくレジストラと呼ばれる業者が行い、そのレジストラ同士に自由に競争を行わせることにより、ユーザが価格やサービス面でのメリットを享受できるようにしようという仕組みである。

gTLD の登録業務を行おうとするレジストラは、レジストリのみならず ICANN とも契約をする必要があり、ICANN が定めた様々な規則やポリシーを遵守することが求められる。これは競争環境の導入を行いつつも、ユーザが不利益を被るような不正等がレジストラによって行われないようにするためである。

また、ICANN は gTLD に関する各種ポリシーの策定にも関わっている。たとえば、登録者やレジストラによるミス、または不正行為(ドメイン名ハイジャッキング等)などの理由で、ドメイン名が登録者の意図によらず削除されてしまった場合に、登録者を救済する目的で導入された Redemption Grace Period; RGP(削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」)や、登録者が自由にレジストラ間でドメイン名を移転できるレジストラ変更のポリシーなどが例として挙げられる。

## 2-1-2 レジストリ/レジストラ

### ・レジストリ

レジストリとは、ドメイン名の登録管理機関であり、主な役割は各 TLD における登録ドメイン名のデータベースを管理することである。

ドメイン名は世界中で一意であることが求められることから、そのデータベースは一元管理される必要があり、よってレジストリは自然独占の性質を持っている。したがって、レジストリは1つのトップレベルドメインにつき1つしか存在しない。

レジストリには、大きくわけて gTLD レジストリと ccTLD レジストリがあり、その大きな違いは ICANN との関わり方の違いである。gTLD レジストリは ICANN との契約が必須であり、レジストリとして業務を行うには ICANN の承認が必要であるが、ccTLD レジストリの多くは、ICANN 設立前に IANA から直接管理権限の委任を受けているなどの歴史的経緯から、ICANN とは直接契約関係には無いレジストリが大半である。

これは ICANN の資金的な問題にも影響を与えており( gTLD は ICANN に対してドメインあたり一定のフィーを支払うことが規定されている ) また ccTLD 管理責任の所在が曖昧であるということとも併せて、ICANN と ccTLD との間で契約を締結することを ICANN は積極的に進めている。

ただ、ccTLD 管理者の中には、ICANN との契約に否定的な考え方の者も多く、また ICANN が契約にあたって当該国の政府当局のエンドース(承認)を求めていることから、そのことによる政治的ハードルの高さとも相まって契約締結は遅々として進んでいないのが現状である。現時点においては、ICANN と ccTLD スポンサー契約と呼ばれる正式な契約を結んでいるのは、日本をはじめとした数カ国だけである。

これに対して ICANN は、厳格な契約だけでなく、ICANN と ccTLD 管理者の間で覚書を結ぶことによって一定の関係を構築できるように若干の方針転換を行った。これによって ICANN と覚書を結ぶ ccTLD は多少増えたものの、それでも関係構築は十分には進まなかった。

そこで、前項で述べたように ICANN は新たにアカウントビリティ・フレームワークと呼ばれる仕組みを導入し、ICANN と各 ccTLD の正式な関係構築を進めるための起爆剤としようとしている。幸い、この思惑は現在のところ期待通りの成果を挙げつつあるようで、2007

年2月末の時点で、ICANN とアカウントビリティ・フレームワークを利用して関係を構築した ccTLD は 18TLD に上っている。

#### ・レジストラ

レジストラとは、ICANN 設立後に導入された「レジストリ-レジストラ」モデルの導入によって新しくできた組織で、gTLD レジストリと登録者の間に立ち、登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する組織である。

レジストラはレジストリと違い、1つの gTLD に複数存在し、また複数の gTLD を扱うことが出来る。レジストラは価格面やサービス面で自由に競争を行い、ドメイン名の登録が NSI の独占状態であった時とは違い、登録者はそれらの価格やサービスを見比べて自由にレジストラを選ぶことが可能である。

ただし、過度な競争や不正な手段により登録者が不利益を被ることが無いように、レジストラは ICANN と契約を結ぶことが義務付けられており、権利と責務が明確に定められている。また、ICANN が定める共通ポリシーにも従うことが求められており、ICANN 認定レジストラを利用する限りは、登録者はどのレジストラを使っても共通のポリシーの適用を受けることが出来る。

また、競争を促進する手段として、レジストラ移管というポリシーがある。

これは登録者がよりレジストラを選びやすくして、レジストラ間の競争を高めるための仕組みで、登録者は移管先のレジストラに申請するだけで、移管元のレジストラの許可などは必要無しにレジストラを移管することが出来る。登録者から移管したいという意思を伝えられた移管元レジストラは移管を拒否することが出来ない。この仕組みによって、登録者は価格やサービス面に優れたレジストラにより容易に移管することができ、また移管元レジストラは登録者を不当な手段で引き留めることが出来ない仕組みになっている。

さらにレジストラの下にリセラというものも存在する。こちらは ICANN との契約関係は特になく、レジストラとのみ契約し、レジストラの下請けのような形で登録受付を行っている。リセラはレジストラと違って、ICANN が定めるポリシーに従う必要はなく、またレジストラと違い、直接レジストリのデータベースにアクセスする権限も無い。ユーザから登録などの申請は受け付けるものの、実際は自分が傘下に入っているレジストラにデータベース変更などの処理を任せることになる。

### 2-1-3 RIR/NIR/LIR

IP アドレス、及び AS 番号の分配は階層的に行われている。管理階層の最上位となっているのが ICANN であり、次の階層がアドレス管理において実質的に支配的な役割を果たす 5 つの地域インターネットレジストリ (RIR: Regional Internet Registry) と、一部地域の RIR 配下に存在する国別インターネットレジストリ (NIR: National Internet Registry) である。

RIR は ICANN/IANA からある程度大きなアドレスブロックの割り振りを受け、それをさらに下位の階層へ再分配する。現在定められているアドレスポリシーでは、ICANN/IANA から RIR へは、IPv4 アドレスでは/8 単位で、IPv6 アドレスでは/12 単位で割り振りが行われる。

NIR は RIR の配下となるので、RIR から割り振りを受けることとなる。

RIR/NIR はさらに次階層に位置するインターネットレジストリに対して、申請に応じて IP アドレスの分配を行う。RIR は事前に決められた公開ポリシーに従って申請元の需要を精査した上で、正当化された需要に応じたアドレスの分配を行う。分配の最小単位は、IPv4 では/22 もしくは/21 (地域によって異なる)、IPv6 では/32 である。

RIR の配下で、特定の国内の IP アドレス、AS 番号の管理を行っているのが国別インターネットレジストリ (NIR) である。NIR は地域内の文化的・言語的差異という特殊事情に特に対応するために存在し、それ故に特に言語が多様なアジア地域において発展した。

日本国内で IP アドレス、AS 番号の管理を行っているのは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) である。JPNIC は、ここでいう NIR にあたる。

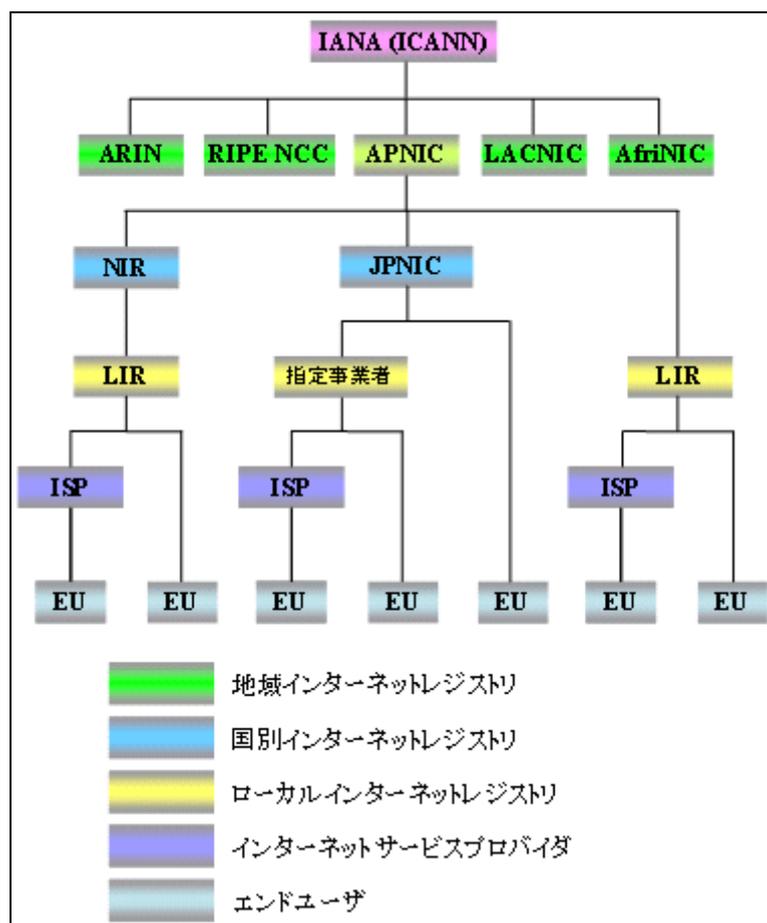
RIR や NIR から IP アドレスの分配を受ける ISP をローカルインターネットレジストリ (LIR: Local Internet Registry) といい、この LIR がユーザに対して IP アドレスの分配を行うこととなる。従って、LIR は IP アドレス管理構造の一翼を担うと言える。実際にエンドユーザの IP アドレスの需要を把握し、割り当てを行う作業は LIR が行うことから、LIR 無しでは IP アドレスの管理は成り立たないと言っても過言ではない。

日本国内において LIR の役割を担っている組織は「IP アドレス管理指定事業者」と呼ばれている。IP アドレス管理指定事業者は LIR となるための一定の基準を満たし、JPNIC から IP アドレス登録管理業務の委任を受けている組織である。日本国内における IP アド

レスの分配は、一部例外を除き、IP アドレス管理指定事業者が JPNIC から委任を受けた IP アドレスの中から顧客や自組織のネットワークに対して行われている。

これまで説明した IP アドレス・AS 番号の管理構造を、以下に図で示す。

図4： IP アドレス・AS 番号の管理構造



## 2-2 インターネット資源管理体制全般に関する議論の動向

本項では、ここまで説明したインターネット資源管理体制についてどのような議論がなされているかについて述べる。

2006 年度におけるインターネット資源管理体制に関する議論の一番のハイライトは、2003 年から 2005 年にかけて 2 回に分けて開催された世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on Information Society) で設置することが決まったインターネットガバナンスフォーラム (IGF: Internet Governance Forum) が初めて開催されたということであろう。そ

ここで IGF については項を別にして、そこで詳述することとする。

もう一つのハイライトを挙げるとすれば、米国商務省と ICANN との覚え書き (MoU: Memorandum of Understanding) の延長であろう。この MoU は前項で説明した通り、当初は 2000 年 9 月 30 日に満了することとなっていたが、その後延長を繰り返していた。その最新の覚え書きの満了が 2006 年 9 月 30 日となっており、この覚え書きが更新されるのか、更新されるとしたらいかなる内容になるのかが注目を集めていた。

まず、2006 年 8 月 15 日に ICANN は、米国商務省との IANA 機能遂行に関する契約を改訂し、2011 年までの延長オプションを持つ契約を締結したと発表<sup>14</sup>した。これに続いて、2006 年 9 月 29 日に、ICANN は米国商務省と新たな覚え書きを取り交わしたと発表<sup>15</sup>した。つまり従来の米国商務省との覚え書きに基づいたインターネット資源管理体制は、基本的にはそのままの形で存続することとなったのである。

#### 2-2-1 第 1 回 IGF アテネ会合に至るまでの議論

2005 年 11 月に開催された世界情報社会サミット (WSIS: World Summit of Information Society) チュニス会合の結論として、国際連合管轄でインターネットガバナンスフォーラム (IGF: Internet Governance Forum) を設立し、マルチステークホルダー参加型のアプローチで最低 5 年間維持すること、初回会合を 2006 年にギリシャ・アテネで開催することが決まった。結果的には、ICANN に関する体制は米国政府の関与を含めて全て当面現状のままということになったが、一方でフォーラムの新設が認められ、全ての国が同等の立場で参加するということが、ccTLD に関する主権は各国にあることなどが最終文書 (チュニスアジェンダ) に明記されたことから、ある程度途上国側としても納得できる結論にもなった。

第 1 回の IGF 会合のアジェンダをどうするかは 2006 年 2 月以降断続的に準備会合が開催され、アドバイザリーグループでの議論が積み重ねられた。このグループは政府、民間、NGO などさまざまな背景を持つ 46 名のメンバーからなり、それ自体がマルチステークホルダーを体現しているようなメンバーであった。このアドバイザリーグループにより、今回の IGF のテーマが「開放性 (Openness)」「セキュリティ (Security)」「多様性 (Diversity)」「アクセス (Access)」の 4 つに絞られ、IGF のメインセッションとしてこの 4 つのテーマが議論されることが決まった。

次項にて第 1 回 IGF 会合の内容を報告する。

---

<sup>14</sup> <http://www.icann.org/announcements/announcement-15aug06.htm>

<sup>15</sup> <http://www.icann.org/announcements/announcement-29sep06.htm>

## 2-2-2 第1回 IGF アテネ会合での議論

第1回の IGF 会合は、2006年10月30日から11月2日までの4日間に渡り、ギリシャのアテネで開催された。IGF はインターネットガバナンスのさまざまな問題に関して各界の利害関係者が対話を行うフォーラムとして定義され、2005年11月の世界情報社会サミット(W SIS)チュニス会議で設置が決定されたものである。

会合の形式としては、前項でも触れたとおり「開放性(Openness)」「セキュリティ(Security)」「多様性(Diversity)」「アクセス(Access)」の4つのテーマ毎にセッションを設け、セッションごとに、パネリストと会場が双方向で自由な意見交換を行い、テーマごとの共通理解を深めようとするものであった。パネリストは壇上に並ぶが、フロアの出席者も司会者の指名を受けられれば発言可能であり、また、各個人の発言がリアルタイムの速記録によってスクリーンに投影されるなど、どちらかといえば ICANN や RIR の会合と似た形式だったと言えるかもしれない。しかし、それらの会合に出席したことのない参加者に話を聞いてみると、こういった形式は非常に新鮮だという感想を一様に漏らしていた。

また、上記の4セッションの他、並行して諸団体主催による36のワークショップも開催された。ワークショップの開催は国連と全く関係なく、例えば ICANN や RIR など既存のインターネット関連団体が行っているテーマを掘り下げて関係者に説明するようなもので、そのテーマも実に様々で、ルートサーバの管理についてというテーマもあれば、表現の自由というテーマもあって実に多様性に富んでいた。

会議の参加者は、約1,200名と報告されている。政府関係者の姿も多かったが、研究者やインターネット関連団体、市民メンバーの参加も多く、あるワークショップで参加者層の分類を取ったところ、政府関係者4、研究者及び学術関係者4、その他2といった割合であった。

会議の結論として、設定されたテーマについて今回の IGF で何らかの拘束力を持つ決議や宣言は無い。従って既存のインターネット番号資源を管理している ICANN 体制に影響を与えるものではなかった。会合のまとめは、最終日にそれぞれのセッションの司会進行役が「個人的感想」としてセッションの報告を行うことでそれに代えた。IGF はまず是对話の場であるということを強調するための演出ということも言えようが、参加者の評価は十分対話の場として機能したというものが多かったようである。

「開放性」のセッションでは、表現の自由、情報の自由な流通を最大限尊重すべきという

意見が主流であった。一方で、表現の自由とその責任ある行使のバランス、知的財産権の保護と公開性とのバランスが重要だとする意見も見られた。

「セキュリティ」のセッションでは、セキュリティの確保のためには関係者間で密接に協力することの重要性についてはほぼ参加者の認識は一致したが、それをどう具体化するかは今後の課題とされた。また、各国において既に成功しているケースの周知共有の重要性なども強調された。

「多様性」のセッションでは、主に国際化ドメイン名の推進について議論となった。国際化ドメイン名、多言語化の推進は重要である旨の発言が多かったが、一方で、国際化ドメイン名さえ推進すれば良いというわけではないという注意喚起もされていた。

「アクセス」のセッションでは、特に途上国側からの発言が相次ぎ、インターネットへのアクセスを保証することが他のどのテーマよりも重要だとの意見が主流であった。特にアクセス料金の低減化、競争環境の整備、アクセス環境の整備とそのため基金、政府の役割、無線技術への期待などが語られた。

テーマは4つに分けられていたが、これらのセッションでは多くのテーマが結局のところ発展途上国に対するインフラ構築の支援をどう実現するかというところに収斂した。開放性やセキュリティを議論するのも結構だが、何よりインターネットへのアクセスさえもなければ何も始まらないという率直な意見表明が頻繁になされ、「アクセス」をメインテーマに持ってこなかったのは主催者のミスではないかという極端な意見さえも聞かれた。今後IGFのプログラムを検討するにあたって、このような意見をどう収容していくかは大きな課題と思われる。

メインセッションについては速記録<sup>16</sup>及び中継画像<sup>17</sup>がインターネット上に公開されているので、参照されたい。

ワークショップについては前述した通り、インターネット関連団体が、自身が取り組むテーマについて自由に説明、議論をする場として開催され、IGF事務局はその結論には関知せず、あくまで諸団体が付随的に開催するイベントという位置づけであった。ワークショップの報告はIGFのウェブサイトで公開されている<sup>18</sup>が、IGFは公開の場所を提供するというスタンスに止まっている。以下、出席できたワークショップの概要を報告する。

---

<sup>16</sup> <http://www.intgovforum.org/IIGF.htm>

<sup>17</sup> [http://www.intgovforum.org/IIGF\\_webcasts.htm](http://www.intgovforum.org/IIGF_webcasts.htm)

<sup>18</sup> [http://www.intgovforum.org/Workshop\\_reports.php](http://www.intgovforum.org/Workshop_reports.php)

[ワークショップ名] Building Policy Capacity

[日時] 2006/10/31 9:30 - 11:00

[参加人数] 約 30 名

[概要] 以下の通り。

ジュネーブに本拠を置く、DiploFoundation Geneva という組織がスポンサー。インターネットガバナンスにおける Participation をどのように達成するかがテーマのワークショップであった。

議論の中心となったのは、ポリシー策定に参加するモチベーションをいかにして保たせるのかということ。パネルの結論としては、参加者の confidence building が重要であり、それにはポリシー策定側のフィードバックプロセスが欠かせないというものであった。補足として、参加者による各種リサーチ活動の効果、意味も認めることが大事で、ポリシー策定側の積極的な協力もそのためには必要であることが述べられた。

具体的なアクションアイテム等は特になく、ポリシー策定に関する参加をいかにして実現させるかの議論に時間を費やした。

[ワークショップ名] Participation Workshop

[日時] 2006/10/31 11:30 - 13:00

[参加人数] 約 100 名

[概要] 以下の通り。

ICANN、ISOC、NRO 等の、主にインターネットの資源管理及び標準策定に関わっている団体が主催及びパネルのワークショップで、どちらかといえば現状の説明を行うことに力点が置かれたワークショップであった。

まず各団体から、自組織の簡単な説明が行われた。説明を行ったのは ICANN、英国の ccTLD レジストリである nominet、同じくメキシコの ccTLD レジストリ、AfriNIC、ISOC。AfriNIC は、RIR 自身はメンバーシップをベースとする組織だが、ポリシー策定にはメンバーでなくても参加可能であることを強調していた。また、スカラシッププログラムとして途上国からの参加に関しては費用の補助も行っていることも紹介された。

会場からは、参加するツール（メールやメッセージ、ライブ放送など）は整備されてきているのは分かるが、それに対する Awareness が足りないという指摘があった。また、ICANN ALAC のメンバーからは、Participation とは各自が同じ立場で、同じ影響力を持つことと解釈しているが、現状では必ずしもそうはなっていないように思えること、及び、コメント等を重大に受け取ってもらえるかどうか的大事であり、そうでなければコメントを聞かない方がまだましではないかという指摘もあった。

他には、Participation と効率をどう両立させるかが難しいといったコメントや、インターネットへの接続を持たない人々をどうプロセスに参加させるのかといったコメントもあった。後者のコメントに関しては、プラットフォームの整備と Participation とは別の問題であるが、いずれにしろ capacity building とは不可分なものであろうとのパネリストからの回答もあった。

セッション最後の方では、言語の問題や途上国の参加の問題に絡め、参加を確実にするには Funding が必要だとの声が複数から聞かれたが、これについては特に結論を出さないまま終わっている。

参加者に ICANN/RIR 関係者が多く、ICANN でなされているような議論がそのまま持ち込まれた感もあった。しかし現状の体制事態に影響を及ぼすようなコメントはなく、現状をいかに改善していくのかという方向の議論であった。

[ワークショップ名] Building Local Legal Capacity on Internet Governance

[日時] 2006/11/01 09:30 - 11:00

[参加人数] 約 100 名

[概要] 以下の通り。

世界銀行、ISOC 等がスポンサーとなり、インターネット上の現実に対し法律がどのように対処していくべきかを議論するワークショップ。

「インターネットガバナンス」の議論に登場する主な組織の簡単な説明から入る。IETF,W3C,ICANN,ITU,WTO など。この中で、統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)が取り上げられた。

まず、UDRP に関する簡単な説明があり、1998 年から 1999 年にかけて、ICANN で UDRP の制定が行われたことへの言及があった。1999 年 11 月には最初の紛争処理機関として WIPO が、12 月には NAF が認定されたことの説明があった。また、ほとんどの gTLD がこの UDRP を採用している一方で、ccTLD の中にはこのようなポリシーを採用していないところもあることが紹介され、何故採用されないのか疑問を呈していた。また、UDRP は 1999 年の制定以来変化しておらず、この現状で良いのか、良くないのならば何を変える必要があるか、変えたら現状 UDRP(もしくは同じようなポリシー)を採用していない ccTLD が増えるだろうか、といったような問いが参加者に投げかけられた。

しかしこのテーマに関して参加者の反応は薄く、パキスタンの政府関係者から司法管轄権の問題を問うコメントがあったのみであった。

他にはパネルとして出席したシンガポールの大学教授から、シンガポールでは Intelligent Singapore 2015 として 1Gbps のインフラを国中に用意すること、ワイヤレスネットワークをどこでも利用可能にすること、WiMAX を採用したサービスが始まっていることを紹介し、自由市場だけではなく、計画市場も機能するのだから、規制を悪者扱いするべきではない、ただしそこには市民社会も巻き込んだ議論が必要である、との説明があったのが目立った。

結論として特にアクションプランは無い。

[ワークショップ名] DNS root Zone file management

[日時] 2006/11/01 17:30 - 19:20

[参加人数] 約 100 名。

[概要] 以下の通り。

ICANN 構成メンバーが中心となって企画された、ルートゾーンファイル管理の状況及び改善を検討するワークショップ。チェアは ICANN GNSO メンバーでもある Milton Muller 氏が務め、パネリストは ICANN GNSO council メンバーの Marilyn Cade 氏、ルートサーバの運用者として VeriSign の Brian Cude 氏、Autonomica の Liman 氏の他、現体制に批判的な意見を持つ ThirdWorld の Riaz Tayob 氏が務めた。

まず、本ワークショップの背景を Tayob 氏が説明した。内容は、ICANN によって gTLD の管理が独占されているとの主張、UDRP がパネリストの知的財産権者寄りの判断等で機能していないこと、米国政府の管理にインド、キューバ、南アフリカ、ブラジル等が反対を表明していることなどであった。

次に関連話題として、DNSSEC についての技術説明があった。

次に Cade 氏が、DNS 管理に関する以下の 4 つの提言を行った。

- ・ 米国政府の DNS 管理への関与は極めて限定的であることを、米国政府自体が今一度表明すること。
- ・ 政府間の対話を促進すること。
- ・ 政府間の対話は政治的にならず、常に具体例をもった議論を行うこと。
- ・ 透明性と説明責任とを向上することを関係者間でもっと真剣に検討すべきであること。

次に Cude 氏が現状のルートサーバ管理について説明した。内容は、米国商務省との契約で a-root を管理していること、契約金額は 0 で、信頼に基づいたモデル(trusted model)であること等であった。

この後パネリスト間での議論に入った。まず Tayob 氏から、Cade 氏の提言は ICANN の単一支配の問題を解決しないというコメントがあった。それに対し、Cude 氏から、Tayob 氏のコメントは alternative root を支持するように聞こえるが、それには賛成できないという反対コメントがなされた。さらにそのコメントに対し Tayob 氏が、そういうことを言っ

ているのではなく、議論する場所が欲しいだけだと応酬する場面があった。Tayob 氏の立場は、single root でも良いが、現在の ICANN モデルは米国一国支配モデルで支持できないということがここで再度表明された。

次にフロアの出席者を含めた質疑応答に入った。まず、仮にとある ccTLD のゾーンを全て消すような修正依頼が来た場合、ルートサーバ管理者としてはどう動くのかという質問があった。これに対し Liman 氏から、ルートサーバ運用者は 12 組織あるので組織毎に答えは違いうだろうが、もし私なら、一旦消すが、その「間違った」依頼について何らかの方法で周知を行うだろう、との回答があった。

この質問に関連し、今まで ccTLD のゾーンが消えたような事態が発生したかという質問があった。これに対し Liman 氏から、スペインの ccTLD が誤って空ファイルを投入してしまい、消えた事故があったという回答があった。

また、何か問題が起きたときに米国政府しか責任を取れないというモデルは問題ではないのかと指摘するフロアからのコメント（インド）があった。関連して、パキスタンの出席者が現状に強い不満を表明する場面もあった。

ICANN/IANA のサービスに満足しているかとの質問に対しては、VeriSign の Cute 氏、Autonomica の Liman 氏ともに、サービスは改善してきていると認識しており、さらなる改善は必要だが大枠満足しているとの回答であった。

結局のところ、政府の声を root zone 管理に反映させるには、多国間の対話、大勢の関係者の関与が必要であるとのパネリストのコメントに対し、特にコメントは付かず、セッションは終了した。

### 2-2-3 今後の見通し

IGF はまず 5 年間維持し、その間にさらに IGF を継続するかどうかの検討が行われる。2007 年はブラジル(リオデジャネイロ)での開催、2008 年はインド、2009 年はエジプトでの開催がそれぞれ決まっており、2010 年の IGF にはリトアニアとアゼルバイジャンが立候補しているという状況である。

IGF はもともと「監督機能を持たず、既存の取り決め、仕組み、機関や組織を置き換えることは行わない。逆に、それらと関与し、その能力を活用するものである。IGF は中立で、

重複することなく、拘束力のないプロセスに基づいて進められる。インターネットの日常的又は技術的な運用業務には関与しない(チュニスアジェンダ 77 段落)」と定められた以上、対話の場として機能させようとする方向は変わらないと思われる。その意味では、第 1 回のアテネ会合からその開催のあり方が大きく変化することは考えにくい。

2007 年の開催は 11 月 12 日から 15 日までの日程となることが決まっており、それに向けての準備も既に始まった。2007 年 2 月にはジュネーブで準備会合が開催されているが、ここでは 2007 年のプログラムについての決定はなされなかったようである。次の準備会合は 2007 年の 5 月下旬に予定されており、ここで何らかの動きがあるのではないかと思われる。なお一部関係者によれば、次回の IGF では ICANN 体制と政府の役割がアジェンダに載る可能性もあるとのことである。

## 2-3 ドメイン名の管理体制の現状及びそれに関する議論の動向

### 2-3-1 ICANN における PDP(Policy Development Process)の現状と課題

ICANNにおけるポリシー策定プロセス(Policy Development Process)は略称で「PDP」とも呼ばれ、ICANN 附属定款(BYLAWS FOR INTERNET CORPORATION FOR ASSIGNED NAMES AND NUMBERS<sup>19</sup>)の附属文書(Annex)で規定されている。附属文書A(Annex A)は「GNSO Policy-Development Process<sup>20</sup>」、附属文書B(Annex B)は「ccNSO Policy-Development Process<sup>21</sup>」となっている。

本章では、GNSO の PDP について記されている附属文書 A について報告する。

GNSO とは、Generic Names Supporting Organization の略称で、分野別ドメイン名支持組織と日本語訳される。ICANN 理事会に勧告を行う 3 つの支持組織のうちの 1 つで、他には ccNSO (Country Code Names Supporting Organization、国コードドメイン名支持組織)と ASO (Address Supporting Organization、アドレス支持組織)がある。GNSO は、カテゴリー別の 6 つの部会(gTLD レジストリ、gTLD レジストラ、商用ユーザー、非商用ユーザー、知的財産権関係者、ISP)と、GNSO 評議会(GNSO Council)によって構成されている。GNSO 評議会は GNSO の運営を担い、そのメンバーは各部会からの代表計 18 名および指名委員会を選出する 3 名により構成される。

---

<sup>19</sup> <http://www.icann.org/general/archive-bylaws/bylaws-28feb06.htm>

<sup>20</sup> <http://www.icann.org/general/archive-bylaws/bylaws-28feb06.htm#AnnexA>

<sup>21</sup> <http://www.icann.org/general/archive-bylaws/bylaws-28feb06.htm#AnnexB>

GNSO は、gTLD ( generic Top Level Domain ) に関するポリシーを策定し、ICANN へ勧告を行う役割を担うが、ICANN 理事会は ICANN 内におけるポリシー策定を監督する権限を有しており、GNSO の PDP においてもポリシーを実装するか否かの最終判断は ICANN 理事会によって行われる。

以下では、付属文書 A に基づき、PDP の流れを確認したい。

## 2-3-2 PDP の流れ

付属文書 A「GNSO Policy-Development Process」の流れは、次の通りである。

### 課題提起

次のいずれかにより、PDP として考慮されるべき課題 (issue) が提起される。

- a. 理事会：理事会は、GNSO 評議会に対して本付属文書に記されるプロセスを開始するよう指示し、PDP を開始することができる。
- b. GNSO 評議会：GNSO 評議会は、会議において PDP の始動が動議され、最低でも出席者の 25% が賛成すれば、PDP を始動することができる。
- c. 諮問委員会<sup>22</sup>：諮問委員会は、課題を提起し、また GNSO 評議会に PDP を要請することで、PDP を始動することができる。

### 課題レポートの作成

PDP 担当の ICANN スタッフは、上記 a. ~ c. のいずれかの方法により提起された課題を受領後 15 営業日以内に、課題レポート (Issue Report) を作成する。課題レポートは、少なくとも次の a. ~ f. の項目を含むものとする。

- a. 提起された検討課題
- b. 課題提起した組織についての説明
- c. 課題提起した組織が、その課題によりいかに影響を受けるか
- d. PDP を開始する課題への支持
- e. 当該課題について PDP を開始すべきかどうかに関する PDP 担当の ICANN スタッフの勧告。ICANN スタッフの勧告は、提起された課題が ICANN ポリシー策定プロセス

<sup>22</sup>諮問委員会 (Advisory Committee) は、ICANN 理事会により設置される。諮問委員会は ICANN 理事会に助言する役割を担う。

のスコープと GNSO のスコープの範囲内であるかという点についての ICANN の法律顧問の意見を含むものとする。当該課題が ICANN ポリシープロセスの範囲内であるかどうかを検討する際、法律顧問は、当該課題が次のようであるか調査する：

1. ICANN のミッションステートメントの範囲内であるか
  2. 複数の状況もしくは組織に対して広く適用できるものであるか
  3. 修正が必要になるとしても、永続的な価値や適用性を持つようなものか
  4. 将来における意思決定のためのガイドもしくは枠組みを形成するか
  5. 既存の ICANN ポリシーに関係するもしくは影響するか
- f. 15 日の期限以前に、PDP 担当の ICANN スタッフは、PDP を始動すべきかどうか以下で記すように GNSO 評議会にて採決できるよう、GNSO 評議会メンバー全員に課題レポートを提出する。

## PDP の始動

GNSO 評議会は、以下に従い PDP を始動する：

- a. 理事会からの問題提起 理事会が GNSO 評議会に PDP を始動するよう指示した場合、GNSO 評議会は、評議会内での採決を行うことなく、課題レポート受領後 15 営業日以内に会議を開催し PDP を始動する。
- b. 理事会以外（GNSO 評議会、諮問委員会）からの問題提起 課題レポートにより検討すべきポリシー課題が GNSO 評議会に提示された場合、GNSO 評議会は課題レポート受領後 15 営業日以内に会議を開催し、PDP を始動すべきか投票して決める。会議開催方法は、GNSO 評議会にとって適切と思われる方法であれば、対面の会議、電話会議、電子メールベースのいずれでもよい。
- c. GNSO 評議会の投票 当該課題は ICANN ポリシー策定プロセスもしくは GNSO のスコープの範囲内ではないという ICANN スタッフからの勧告が無ければ、出席している GNSO 評議会メンバーの 33%以上の賛成をもって PDP は始動する。もし、ICANN ス

スタッフからの勧告がある場合には、出席している GNSO 評議会メンバーの特別多数（66%以上）が PDP の始動に対して賛成票を投じる必要がある。

## PDP の開始

課題解決のためのタスクフォースを設立する場合は、PDP を始動する GNSO 評議会の会議において、出席メンバーの多数票をもって決定する。

a. タスクフォースの召集に賛成の場合は、付属文書 A 第 7 項の定めに従い召集する。

b. タスクフォースの召集に反対の場合は、付属文書 A 第 8 項の定めに従いポリシー課題に関する情報を収集する。

### 第 8 項 タスクフォースが設立されない場合の手順（抄訳）

a. GNSO 評議会がタスクフォースを召集しないと決めた場合、GNSO 評議会は、その後 10 営業日以内に、課題に対する各支持組織の見解を集めるために代表者を選任するよう各支持組織に要請する。選任された各代表者は、支持組織の見解を PDP 始動後 35 営業日以内に ICANN スタッフに提出する。

b. GNSO 評議会は、課題に関する情報収集のために特定の個人または組織を任命することや検討もしくは説明のために会議を予定することを含め、PDP を援助するのに適切と判断される別の手段を選択することができる。収集された情報は、PDP 始動後 35 営業日以内に ICANN スタッフに提出する。

c. PDP 担当の ICANN スタッフは、支持組織の報告書、パブリックコメントの報告書（Public Comment Statements）、その他情報を入手し、第一次レポート（Initial Report）を PDP 始動後 50 営業日以内に編纂（しコメント用ウェブサイトに掲示）する。その後、PDP は、第 9 項の定めに従い、最終レポート（Final Report）を作成する。

## 第7項 タスクフォース（抄訳）

### a. タスクフォースの役割

- (i) GNSO 内の公式支持組織の見解と暫定支持組織がある場合にはその見解についての情報収集
- もしくは、
- (ii) タスクフォースレポート完成に必要となる情報収集

タスクフォースの役割は、多様な関係者や団体の状況をできるだけ詳しく、かつ包括的に文書化し、GNSO 評議会が課題の審議を可能とするための情報を収集することであり、正式な意思決定を行う権限は持たない。

### b. タスクフォースチャーターもしくは委任事項

GNSO 評議会は、PDP 担当の ICANN スタッフの助力を得て、PDP 始動後 10 営業日以内にタスクフォースのチャーターもしくは委任事項を作成する。チャーターは、次の項目を含む：

1. タスクフォースが取り組むべき課題（これは、PDP の始動にあたり GNSO 評議会にて投票を行った際に明示されたもの。）
2. タスクフォースが守るべき明確なタイムライン（理事会がタイムラインを延長すべきと判断した場合は、変更する。）
3. タスクフォースが課題に関して外部のアドバイザーの助言を要請すべきか否かを含めた、GNSO 評議会からタスクフォースへの指示

タスクフォースはレポートを用意し、その他はチャーターに従い活動を行うものとする。チャーターから逸脱する要請はいずれも、GNSO 評議会に正式に提示されなければならず、GNSO 評議会の出席メンバーの多数決が得られれば行うことができる。

- ### c. タスクフォースチェアの任命
- PDP 担当の ICANN スタッフが、チャーター受領後 5 営業日以内に第 1 回タスクフォース会議を召集する。初会議では、タスクフォースメンバーは、まずは、タスクフォースチェアを任命するための投票を行う。チェアは、タスクフォースレポート編纂も含めたタスクフォース活動の調整に責任を持つ。タスクフォースチェアは GNSO 評議会メンバーである必要はない。

#### d. 情報収集

1. 支持組織の説明書 支持組織の代表者たちは、検討されている課題に関連する所属支持組織の見解、また必要とあらば他のコメントについても収集する責任を持つ。この各支持組織についての見解やコメントは、PDP 始動後 35 営業日以内にタスクフォースチェアに正式な報告書（それぞれ「支持組織の報告書」( *Constituency Statement* ) )として提出される。各支持組織の報告書は、少なくとも次の項目を含む。

(i) 特別多数（66%以上）の賛成の場合、課題に関する支持組織としての見解についての明瞭な報告

(ii) 特別多数（66%以上）の賛成に達しなかった場合、課題に関して支持組織のメンバーが支持している全ての見解についての明瞭な報告

(iii) いかにして各支持組織の見解に至ったかの明瞭な報告。特に、支持組織の会議、電話会議、その他の課題検討のための手段、会議に参加したり意見を投じたメンバーのリストが詳述されていること。

(iv) 経済的影響も含め、課題がいかにして支持組織に影響を及ぼすかについての分析

(v) ポリシーを実装するにあたり要すると思われる時間の分析

2. 外部のアドバイザー タスクフォースは、適切もしくは有用と判断した場合、外部のアドバイザー、専門家、支持組織のメンバーに加え一般のメンバーに対しても意見を求めることができる。それらの意見は、外部のアドバイザーによるレポートの中で説明されるものとし、(i)外部のアドバイザーからの意見であることが明確に示され、(ii)アドバイザーの(A)資格や関連する経験と、(B)潜在的な利害対立について、詳述されていること。これらの報告は、PDP 始動後 35 営業日以内に公式発表としてタスクフォースチェアに提出されること。

e. タスクフォースレポート タスクフォースチェアは、PDP 担当の ICANN スタッフと協働し、支持組織の報告書、パブリックコメントレポート、その他の情報もしくはレポートを暫定タスクフォースレポート ( Preliminary Task Force Report ) として編纂し、PDP 始動後 40 営業日以内にタスクフォースメンバーに配布する。タスクフォース

は、課題を検討し特別多数（66%以上）の賛成が得られるよう、最終タスクフォース会議を暫定タスクフォースレポート配布後 5 営業日以内に開催する。最終タスクフォース会議開催後 5 営業日以内に、タスクフォースチェアと PDP 担当の ICANN スタッフは最終タスクフォースレポート（Task Force Report）を作成し、コメント用のウェブサイトに掲示する。各タスクフォースレポートは、次の項目を含まなければならない：

1. 課題に関してタスクフォースで特別多数（66%以上）に達した見解の明瞭な説明
2. 特別多数（66%以上）に達しなかった場合は、支持組織レポートを提出すべき 20 日間以内に提出されたタスクフォースメンバーによって支持される全ての見解についての明瞭な説明。各説明では、(i)その見解となる理由と、(ii)その見解をもつ支持組織を記すこと。
3. タスクフォースを構成する各支持組織に対して、経済的影響も含め課題がどのように影響するかについての分析
4. ポリシーを実装するにあたり要すると思われる時間の分析
5. GNSO 評議会よりタスクフォースに任命された外部のアドバイザーの助言。アドバイザーの(i)資格と関連する経験、および(ii) 潜在的な利害対立について、詳述されていること。

#### タスクフォースの構成と人選

- a. GNSO 評議会は GNSO の各構成組織に呼びかけ、各組織よりタスクフォースメンバーとして 1 名を指名してもらおう。更に、GNSO 評議会は、タスクフォースに同席可能な外部のアドバイザーを 3 人まで指名することができる。（タスクフォースの各メンバーは、本付属資料において「支持組織の代表者：Representative」、集団では「支持組織の代表者たち：Representatives」と言及される。）GNSO 評議会が必要もしくは適切であると判断する状況においては、支持組織の代表者たちを増員することができる。
- b. タスクフォースに代表者を指名する支持組織は、タスクフォースメンバー選任の要求があった 10 営業日以内に、被指名人の名前を PDP 担当の ICANN スタッフに提出しなければならない。被指名人は GNSO 評議会のメンバーである必要はないが、検討課題に対する関心や相応しい知識・専門知識を有し、またタスクフォース活動にかなりの

時間を割くことができなければならない。

- c. GNSO 評議会は、課題に関する情報収集を特定の個人や組織に頼むことや、協議や説明を行うために会議を予定するなど、PDP を手助けするのに適当と思われる別の手段を選択することも可能である。それらについては、PDP 始動後 35 営業日以内に PDP 担当の ICANN スタッフに提出する。

#### PDP 始動に関する一般への通知

PDP 始動後、ICANN は PDP を始動した旨の通知をウェブサイトに掲示する。課題に関するパブリックコメント期間は、PDP 始動後 20 営業日行われる。PDP 担当の ICANN スタッフもしくは別に指名された ICANN スタッフは、パブリックコメントをレビューし、暫定タスクフォースレポート( *Preliminary Task Force Report* )もしくは第 1 次レポート( *Initial Report* ) に含めることができるよう、パブリックコメントレポート( *Public Comment Report* ) にまとめる。

#### タスクフォースレポートもしくは第 1 次レポートへのパブリックコメント

- a. 暫定タスクフォースレポートもしくは第 1 次レポートが掲示された後の 20 営業日がパブリックコメント期間となる。パブリックコメント期間中には、タスクフォースに参画していない支持組織も含め、いかなる個人または組織であってもコメントを投じることができる。全てのコメントは、氏名、関連する経験、課題への関心の項目が書き添えられる。
- b. パブリックコメント期間 20 日間の最後には、PDP 担当の ICANN スタッフは受け取ったコメントをレビューし、タスクフォースレポートもしくは第 1 次レポートに含めるに相応しいと判断するコメントを含め、最終レポート( *Final Report* ) とする。パブリックコメント期間中のコメントをすべて含む必要はない。
- c. ICANN スタッフは、最終レポートを用意し、パブリックコメント期間終了から 10 営業日以内に GNSO 評議会チェアに提出する。

## GNSO 評議会の審議

- a. GNSO 評議会は、最終レポートを受領したら、(i)最終レポートを GNSO 評議会メンバー全員に配信し、(ii)その後 10 営業日以内に GNSO 評議会会議を召集する。GNSO 評議会は、課題について、対面の会議、電話会議、電子メールベースの議論など GNSO 評議会が選ぶ手段にて、公式の会議前に審議を開始することができる。審議プロセスは、対面の会議もしくは電話会議による公式な GNSO 評議会会議にて完結し、そこでは理事会に提出すべく特別多数（66%以上）の賛成を得られるよう作業を行う。
- b. GNSO 評議会は、最終会議にて外部のアドバイザーの意見を要請することもできる。外部アドバイザーの意見は、GNSO 評議会から信頼されると、(i)理事会向けの評議会レポートに統合され、(ii)外部アドバイザーによるものであると明示され、(iii)アドバイザーの(x)資格と関連する経験と(y)潜在的な利害対立について、詳述される。

## 理事会へのレポート

PDP 担当の ICANN スタッフは GNSO 評議会の最終会議に出席し、その後 5 営業日で理事会に提出する理事会レポート（*Board Report*）に GNSO 評議会の見解を含める。理事会レポートには、少なくとも次の項目が含まれている。：

- a. 特別多数（66%以上）を得た GNSO 評議会の勧告に関する明瞭な報告。
- b. 特別多数（66%以上）に達していない場合、GNSO 評議会メンバーに支持された全体的見解に関する明瞭な報告。各説明書は、(i)それぞれの見解を成す理由、(ii)その見解をもつ支持組織について明瞭に記していること。
- c. 経済的影響も含め、課題が各支持組織に如何にして支持組織に影響を及ぼすかについての分析
- d. ポリシーを実装するにあたり要すると思われる時間の分析
- e. 信頼できる外部アドバイザーのアドバイス  
アドバイザーの(i)資格と関係する経験および(ii)潜在的な利害対立について、詳述されていること。

f. GNSO 評議会に提出された最終報告書

g. ポリシー課題に関して GNSO 評議会が審議した際の議事録のコピー 審議の際に表明された全ての意見を含み、その意見を誰が表明したかも記すこと。

#### GNSO 評議会の合意

GNSO 評議会メンバーの特別多数（66%以上）をもって、GNSO 評議会の見解を反映していることができ、また、GNSO 評議会の提案として理事会に提出することができる。投票の際には棄権は認められず、経済的利害関係があると認められない限りは、全ての GNSO 評議会メンバーが票を投じなければならない。上記に関わらず、PDP 期間中に GNSO 評議会メンバーから表明された見解はすべて理事会レポートに含まなければならない。

#### 理事会の決議

- a. 理事会は、ICANN スタッフから理事会レポートを受領後、実行可能な限り速やかに、GNSO 評議会の勧告を議論するために会議を開催する。
- b. GNSO 評議会が特別多数( 66%以上 )の賛成に達している場合には、ポリシーは ICANN コミュニティもしくは ICANN にとって得策とはならないと理事会の 66%以上が判断しない限り、理事会は GNSO 評議会の特別多数（66%以上）による勧告として採択する。
- c. 理事会が、GNSO 評議会の特別多数（66%以上）の勧告に従わないと判断した場合、  
(i)GNSO 評議会への報告となる理事会の声明( *Board Statement* )にその理由を明示し、  
(ii)理事会の声明を GNSO 評議会に提出する。
- d. GNSO 評議会は、理事会の声明を受領後 20 営業日以内に、理事会と議論するために理事会の声明をレビューする。理事会は、理事会の声明について GNSO 評議会と議論する方法（電話会議、電子メールなど）を決める。
- e. GNSO 評議会と理事会との議論の結果、GNSO 評議会は会議を行い勧告を確定もしくは修正し、最新の勧告についての説明を含めた結論である追加勧告（ *Supplemental Recommendation* ）を理事会に連絡する。GNSO 評議会が追加勧告について特別多数

(66%以上)の賛成に達すれば、ポリシーは ICANN コミュニティもしくは ICANN にとって得策とはならないと理事会の 66%以上が判断しない限り、理事会は GNSO 評議会の特別多数(66%以上)による勧告として採択する。

f. GNSO 評議会で特別多数(66%以上)に達しない場合、理事会の多数決で実行することができる。

g. GNSO 評議会の勧告もしくは追加勧告に関する最終決定が時宜に適っている場合、理事会は予備投票を行い、可能ならば、理事会の最終決定よりも 10 日間前ならば暫定の決定を出す。

#### ポリシーの実装

GNSO 評議会からの勧告が理事会で承認されると、理事会は ICANN スタッフに対してポリシー実装に必要な権限と指示を与える。

#### 2-3-3 PDP に関する記録の管理

ポリシー提案から理事会の決議までの PDP 全期間を通じて、ICANN は各 PDP の進捗をウェブサイトにて公開している。ウェブサイトでは、前述の PDP の一連の流れの中で生じるコメントや文書などを確認することができる。

2006 年に進捗のあった PDP の状況は以下の通りとなっており、2007 年 3 月 10 日までの進捗を反映している。ICANN コミュニティ全体に関わるポリシー策定の議論であるだけに、規定にある日数以上に多くの時間を要する傾向にあることが見て取れる。なお、内容の詳細は、第 2 部第 1 章「ドメイン名の競争環境整備に関する動向」をご参照いただきたい。

表9： PDP の進捗

	WHOIS	New gTLD PDP (PDP-Dec05)	Policies for Contractual Conditions: Existing Registries (PDPFeb06)
課題提起	2003年3月25日のGNSO評議会において、ICANNスタッフに課題レポートの作成を要請することを決議。	2005年9月22日のGNSO評議会において、ICANNスタッフに課題レポートの作成を要請することを決議。	2005年のgTLDレジストリ契約更新についての議論を受け、既存のgTLD契約更新、ひいてはgTLD契約全般に渡って適用するGNSOとしてのポリシーを策定すべきとGNSO評議会が判断。 2006年1月17日、ICANNスタッフに課題レポートの作成を要請。
課題レポート	2003年5月13日、ICANNスタッフより提出される。	2005年12月5日、ICANNスタッフより提出される。	2006年2月1日、ICANNスタッフより提出される。
PDPの始動	2003年8月7日 GNSO評議会は、課題レポートを検討しTF設立について検討するためのWHOIS Steering group設立を決議。	2005年12月2日 GNSO評議会が "New gTLD Committee"としてPDPに取り組むことに合意。	2006年2月6日、PDPFeb06を開始することをGNSO評議会にて決議。
チャーター/委任事項	2003年8月7日 GNSO評議会にて委任事項をレビュー。  2005年6月2日 3つのタスクフォースが統合されたWHOIS Task Forces 1 2 3の委任事項公開される。	2005年12月6日 委任事項をパブリックコメントに付す。	2006年3月2日 GNSO評議会にて委任事項を採決。

パブリックコメント 期間	-	2005年12月6日～2006 年1月31日（途中で延長 された）	2006年3月7日～4月30 日（途中で延長された）
Call for Papers	-	2006年1月3日～1月31 日	2006年4月11日～5月5 日
PDPの開始	2003年10月29日 gNSO評議会は、3つのタ スクフォース設立を決議。  2005年2月17日 GNSO評議会にて、3つの タスクフォースを統合す る提案が上がる。統合後の タスクフォースのメーリ ングリストは2005年2月 23日に開始し、2005年3 月1日には会議を行う。	2006年1月17日 メーリングリストを開設。	2006年3月29日 第1回タスクフォース会議
暫定タスクフォース レポート/ 第1次レポート	2004年5月28日 3つのタスクフォースが暫 定タスクフォースレポート を提出。パブリックコメ ント期間は、7月5日まで。  2005年12月23日 暫定タスクフォースレポ ートのドラフト（DRAFT Preliminary Task Force Report on the Purpose of Whois）を公開。  2006年1月18日 暫定タスクフォースレポ ートの最終版（FINAL Preliminary Task Force Report on the Purpose of Whois）を公開。パブリッ	2006年2月19日 第1次レポートの第1ドラ フトを公開。パブリックコ メント期間は、2006年2 月20日～3月13日。  2006年3月15日 第1次レポートの第2ドラ フトを公開。  2006年6月15日 第1次レポートの第3ドラ フトを公開。  2006年7月28日 第1次レポート最終版を提 出。パブリックコメント期 間は、2006年8月18日ま で。	2006年8月3日 暫定タスクフォースレポ ートのドラフトを公開。  2007年2月18日 タスクフォースレポート のドラフトを公開。  2007年3月8日 最終タスクフォースレポ ートのドラフトを公開。パ ブリックコメント期間は、 2007年3月8日～28日。

	<p>クコメント期間は、2006年1月19日～2月8日まで。</p> <p>2006年3月15日 暫定タスクフォースレポートのパブリックコメントを反映した最終版（WHOIS Task Force Final task force report on the purpose of Whois and of the Whois contacts）を公開。</p> <p>2006年11月22日 WHOIS サービスに関する暫定タスクフォースレポート（Preliminary Task Force Report on Whois Services）を公開。パブリックコメント期間は、2006年11月24日～2007年1月15日まで。</p> <p>2006年12月3日 WHOIS への登録要請と個人情報保護法との潜在的な抵触に関する手続についてのドラフト（Draft Procedure for Potential Conflicts between Whois Requirements and Privacy Laws）を公開。パブリックコメント期間は、2006年12月3日～2007年1月15日まで。</p>		
--	--	--	--

最終レポート	-	2006年9月14日 DRAFT GNSO Recommendation Summary を公開。  2007年2月15日 最終レポートのドラフト 版を公開。	-
最終レポート受領後の GNSO 評議会の審議	-	-	-
理事会レポート	-	-	-
理事会の決議	-	-	-

#### 2-4 IP アドレスの管理体制の現状及びそれに関する議論の動向

2-1-3 で概括した通り IP アドレスの管理体制は階層的になっている。その中でも IP アドレスの管理に特に重要な役割を占めるのが 5 つの RIR と、一部地域に存在する NIR である。

この RIR や NIR を始めとするインターネットレジストリや IP アドレスの利用者が、IP アドレスの分配、または利用にあたって従うことが求められる IP アドレス管理に関する事項を「IP アドレスポリシー」と呼ぶ。IP アドレスポリシーは RIR や NIR が、管轄している地域単位で文書化して公開しており、IP アドレス管理の構造、考え方、アドレス分配の基準等を定義している。従って、IP アドレスポリシーはその原則は共有しつつも、地域ごとの事情を反映し、少しずつ異なるものになっている。

IP アドレスポリシーは RIR や NIR が文書を公開しているが、その内容を実質的に決定しているのは RIR や NIR ではない。IP アドレスポリシーの内容は IP アドレスの利用者であれば誰でも提案、発言を行うことが可能である。アドレスポリシーの提案（新設、改廃）は、IP アドレスを利用しているコミュニティからの賛同が得られれば一定のプロセスを経て、IP アドレスポリシーに反映される。

ここでは、IP アドレスポリシーの策定プロセスを各地域毎に詳細に見ることによって、日々のインターネットの運用に大きな影響を与える IP アドレスの管理方法がどのように定まっていくのかを検証する。ここで説明する IP アドレスポリシーの策定プロセスで定まる IP アドレスポリシー自体の内容は、3-2 項で別途見ていくものとする。

## 2-4-1 RIR におけるポリシー策定プロセスの現状と課題

上記で触れた通り IP アドレスポリシーは各地域毎に異なるが、その策定プロセスもまた各地域毎に異なる。以下に、5 つの RIR のうち、ポリシー策定の経験が豊富な APNIC、ARIN、及び RIPE NCC で定められているポリシー策定プロセスを見ていく。

### 2-4-1-1 APNIC

APNICでは、議論されるポリシーの関連分野ごとにSIG (Special Interest Group) というグループがあり、それぞれに議長 (Chair) が任命され、議論を進めていくこととなっている。SIGは毎年2回開かれるオンサイトのミーティングがその中心となり、その前後はメーリングリストを使ったオンラインでの議論がその機能を司る。SIGの議長は、SIGの参加者による投票で決定され、APNIC事務局員が議長を兼ねることは原則として無い。従って、APNICがポリシー提案を行う際に受ける取り扱いは、その他の参加者が提案を行う際と同一であるということができる。2006年には今まで文書化されていなかったSIGの定義や、SIG議長・副議長の役割と任期、改選方法等の議論がなされ、ドラフトが起草<sup>23</sup>された。2007年2月に行われる第23回APNIC会議でこのドラフトは提示され、参加者の同意を得た上でAPNICの正式文書となり、運用が開始される予定である。

APNICにおいてIPアドレスポリシー策定に重要な役割を担うSIGが、アドレスポリシーSIGである。このSIGでは、IPアドレスの管理に関わるあらゆるポリシー提案がなされ、最も提案が多いSIGである。APNICではこのポリシーSIGを含めて7つのSIGが活動中である。

---

<sup>23</sup> <http://www.apnic.net/meetings/archive/sigs/draft-guidelines-v001.pdf>

表10： APNIC で活動中の SIG

SIG 名	役割
アドレスポリシー	IP アドレスポリシーに関するポリシー策定、情報交換
NIR	NIR に関するポリシー策定、情報交換
データベース	WHOIS や IRR(Internet Routing Registry) など、データベースに関するポリシー策定、情報交換
DNS オペレーション	主に逆引き DNS に関するポリシー策定、情報交換
IPv6 技術	IPv6 に関する情報交換
ルーティング	ルーティングに関する情報交換
IX (インターネットエクスチェンジ)	IX に関する情報交換

APNIC の具体的なポリシー策定プロセスは以下の通り定められており、提案者はこのプロセスに従わなければならない。

- ステップ 1：ミーティング前の議論

ポリシー提案は、オンサイトのミーティング開催日の 4 週間前までにSIGのメーリングリスト、及び議長に提出しなければならない。また、提案は文書形式で書かれていなければならない。(パワーポイントなどの形式では不可。文書形式のテンプレートはAPNICで用意<sup>24</sup>されている。)

このプロセスは、ミーティングの前に参加者が提案内容を良く理解し、必要であればミーティング前にメーリングリストで質問、コメント等を行えるようにするために設けられている。

- ステップ 2：ミーティングでの議論

ポリシー提案は年に 2 回開催されるミーティングで提示され、提案者はミーティングで提案の説明を行う機会を与えられる。提案を採用してもらうためには、SIG の参加者の大まかなコンセンサス(合意)を得る必要がある。コンセンサスに達したかどうかの判断は、SIG の議長に委ねられる。

<sup>24</sup> [http://www.apnic.net/cgi-bin/policy\\_proposal.pl](http://www.apnic.net/cgi-bin/policy_proposal.pl)

ミーティングの場に出席できない者のために、ミーティングはインターネットでリアルタイム中継される。また、速記録もリアルタイムで読むことができる。コメントや質問もインターネット経由でミーティングの現地に伝えることができるなど、リモートでも参加できる環境を整えるための努力がなされている。

議論が尽くされたと議長が判断した段階で、提案に賛成か反対かの挙手が求められる。ここでのコンセンサスの判断は議長に委ねられる。コンセンサスに至らなかった提案は、SIG の判断でその提案を取り下げるか、修正するかを決定することができる。議論の方向によっては、提案の一部を変更もしくは削除した上でコンセンサスを図るということもある。

SIG でコンセンサスを得たポリシー提案は、ミーティングの最終日に開かれる APNIC メンバーのみが出席できるミーティング（AMM：APNIC メンバーミーティング）でもコンセンサスを得る必要がある。ここでのコンセンサスは、AMM の議長（通常は APNIC 事務局長）によって判断される。

- ステップ 3：ミーティング後の議論

ミーティングでコンセンサスに至った提案は、メーリングリスト上で 8 週間のコメント期間を経る。この間に再度コメントや質問を行うことができる。

- ステップ 4：コンセンサスの再確認

メーリングリスト上でのコメント期間で特に際だった反対が無ければ、コンセンサスが確認されたと判断し、次のステップへ移る。ここでのコンセンサスの判断は、SIG の議長が行う。コンセンサスと判断できなかった提案は実装されることは無く、SIG で継続議論とするか、取り下げるかを判断する。

- ステップ 5：APNIC 理事会（EC: Executive Council）による承認（エンドースメント）

APNIC の理事会はコンセンサスとして確認された提案を承認する、もしくは承認しない権限を有している。理事会は当該提案について SIG へ差し戻す権限も有するが、差し戻す際には明確な理由を添える必要があると定められている。また、理事会は特定の提案について承認を行うかについて APNIC メンバーの正式投票に付すこともできる。ここでの承認が、提案が採用されるか否かの最終判断ということになる。

- ステップ 6：ポリシー文書の作成、コメント期間

上記までのステップを踏んで正式承認に至ったポリシー提案は、実際の運用のために文書化される。このポリシー文書が正しく提案及びコンセンサスの内容と合致しているかについても、コメント期間が用意されている。ポリシー文書のドラフトは APNIC の事務局員によってなされ、SIG のメーリングリストで公開され、1 ヶ月のコメント期間を経る。

この段階に至るまでに、既に提案自体は採用されることが決定しているため、このステップで確認することは以下の事項に限られる。

- 1) 一連のポリシー策定プロセス中でのコンセンサス事項が、正しくポリシー文書に反映されているか。
- 2) ポリシー文書の言葉づかいで、改善すべきところが無いか。
- 3) 追加のレビュー期間が必要かどうか。

これらの確認が終了した後、正式なポリシー文書が成立し、実施されることとなる。

#### 2-4-1-2 ARIN

ARIN では APNIC とは違い特にトピック毎にグループが形成されているわけではないが、ポリシー提案は誰でも可能であること、メーリングリストの議論とミーティングの場での議論に基づいてその提案の採否が決まっていくという点は同じである。以下に、ARIN のポリシー策定プロセスを段階を追って見ていく。

- ステップ 1：ポリシー提案の提出

ポリシー提案は、ARINミーティング開催の 60 日前までに、あらかじめ定められたテンプレート<sup>25</sup>に従って、指定のメーリングリスト<sup>26</sup>に提出する必要がある。記載事項は APNIC と比べると、より厳密なものが必要である。特に指定されているのは、以下の 4 事項である。

- 1) 主たる提案者の連絡先情報
- 2) 採用されるべきポリシー文書の言葉使いも含んだ形で記述された、提案ポリシーの

---

<sup>25</sup> [http://www.arin.net/policy/irpep\\_template.html](http://www.arin.net/policy/irpep_template.html)

<sup>26</sup> [policy@arin.net](mailto:policy@arin.net)

## 内容

- 3) 問題についての簡単な議論と、提案での主張
- 4) 実施までのスケジュール

提出されたポリシー提案は、ARIN のウェブサイト及びメーリングリストで公開される。

### ● ステップ 2 : 諮問委員会(AC: Advisory Council)による初期レビュー

提出された提案は公開のメーリングリスト上でも議論が行われるが、それに併行して ARIN の諮問委員会(AC: Advisory Council)による検討が行われる。検討の結果、提案は以下の 3 つのどの扱いとするかが決定される。

- 1) 提出された提案をそのまま受け入れる
- 2) 提案者との間で以下の作業を行う
  - A) 文言の意図及び文言を明確化する
  - B) 提案を 2 つ以上に分割する
  - C) 他に提出されている提案と併せて 1 つの提案とする
- 3) 正式な提案としては受け付けない

これらのレビューは、ARIN ミーティングの少なくとも 45 日前までになされる。AC が提案を受け付けない場合、もしくは提案者との間で上記作業内容に関して合意が取れなかった場合には、その決定をメーリングリストに理由を付して公開しなければならない。

### ● ステップ 3 : 異議申し立て

上記ステップ 2 で AC の支持を得られなかった提案については、異議申し立てを行うことができる。(AC の支持を得られた提案については、ステップ 4 へ) 申し立てが認められるためには、AC が不支持決定を行ってから 5 日以内にメーリングリストに申し立てを送付し、少なくとも異なる 4 つ以上の組織の、異なる 4 人以上から、提案への支持をメーリングリスト上で得る必要がある。この支持を得た提案は正式な提案と見なされ、以降のプロセスに従って検討されることとなるが、メーリングリストでの支持を得られなかった提案は、この時点で却下されることとなる。

### ● ステップ 4 : 正式提案としての公開

上記ステップ 2 及びステップ 3 において支持が得られた提案は、正式提案として再度メ

ーリングリスト上及び ARIN のウェブサイト上に公開される。この公開は少なくとも ARIN ミーティングの 30 日前までに行われる。

- ステップ 5 : ミーティングの場での議論

全ての正式提案は、ARIN ミーティングの場で提示され、議論が行われる。

- ステップ 6 : AC による再レビュー

ARIN ミーティング終了後、通常 5 日以内に AC によって当該提案が支持を得たかのレビューが行われる。このレビューを行う際には、メーリングリスト上のコメントと会場のコメントを同様に扱うと定められている。

支持の度合いによって、AC は次のいずれかの調整を行うことができる。

- 1) 提出された提案をそのまま支持する。
- 2) 提案者と、提案を明確化、修正、分割、もしくは他の提案と併せて一つにするよう調整する。
- 3) 当該提案を却下することに関してコミュニティの支持があるかどうか判断する。

上記 1) のケース、もしくは 2) のケースで修正について合意ができたものについては、最終コメント募集 (Last Call) にかける。

上記 2) のケースで、提案者と AC が修正について合意ができなかった場合は、提案者のポリシー提案及び AC によるポリシー提案双方が、最終コメント募集にかける。

上記 3) のケースとなった場合、AC は当該提案を却下する予定であることをメーリングリストで通知する。この場合、提案者はこの決定に関して最終の異議申し立てを行うことができる。

- ステップ 7 : 最終コメント募集期間 (Last Call)

最終コメント期間中、提案は ARIN のウェブサイト上で公開される。コメントは公開のメーリングリスト上で、少なくとも 10 日間受け付けられる。

提案者と AC の双方がポリシー提案を最終コメント期間に提出してきた場合、コメント提

出者はどちらの提案をどういう理由で支持するか明確に表明することが求められる。この場合通常どちらか一方の提案のみが採用される。

ACはこの最終コメント募集期間中のコメントをレビューし、次のいずれかの決定を行う。

- 1) 当該提案を修正なく支持し、ARIN 理事に提案の採用を勧告する。
- 2) 軽微な修正を施し、再度最終コメントにかける。
- 3) 重大な修正を施し、再度 ARIN ミーティングで議論するために公開する。
- 4) 当該提案を却下することに関してコミュニティの支持があるか判断する。

また、提案者と AC 双方がポリシー提案を最終コメント期間に提出してきた場合は、AC は次のいずれかの判断を行う。

- 1) ARIN 理事に対し、どちらのポリシー提案を採用すべきか勧告する。
- 2) 軽微な修正をいずれかのポリシー提案に施し、修正後のポリシー提案を再度最終コメント期間にかける。
- 3) 重大な修正をいずれかのポリシー提案に施し、次回の ARIN ミーティングで議論するために公開する。
- 4) 当該提案を却下することに関してコミュニティの支持があるか判断する。

これらのプロセスの中で、当該提案を却下することに関してコミュニティの支持があると AC が判断した場合、AC は当該提案を却下する予定である旨メーリングリストで通知する。この場合、提案者はこの決定に関して最終の異議申し立てを行うことができる。

#### ● ステップ 8：最終異議申立期間

AC が当該提案を却下する予定である旨メーリングリストに通知した場合、提案者は当該通知から 5 日以内に「最終異議申し立て (Last Call Petition)」を行うことができる。この申し立ては提案者がメーリングリストへ行う。この申し立てが認められるためには、申し立てを行ってから 10 日以内に、それぞれ異なる組織に属する 10 人以上から提案に関する支持声明を得る必要がある。申し立てが認められなかった場合は、当該提案は却下される。

上記要件を満たして異議申し立てが認められた場合、当該提案は ARIN 理事がその採否の最終判断を行う。

#### ● ステップ 9：ARIN 理事 (Board of Trustees) によるレビュー

ARIN 理事は AC の勧告を検討し、さらなる確認が必要と判断された場合は AC に対して差し戻すことができる。確認は不必要と ARIN 理事が判断した場合は、当該提案を採用、もしくは却下することができる。ARIN 理事はこの決定を、その議事録をもって公開する。採用することが決定されると、当該提案はポリシーとして運用される。

### 2-4-1-3 RIPE NCC

RIPE NCC では、アドレスポリシーワーキンググループ(WG)がアドレスポリシーを議論する場となっている。ポリシー提案は誰でも可能であること、メーリングリストの議論とミーティングの場での議論に基づいてその提案の採否が決まっていくという点は APNIC、ARIN と同じである。以下に、RIPE NCC のポリシー策定プロセスを段階を追って見ていく。

- ステップ 1：提案提出段階

提案は、RIPE NCC が用意しているテンプレート<sup>27</sup>を利用して、WG のチェア、もしくは RIPE のチェアに対して提出する。提出された提案は、WG のウェブページで公開される。提案提出にあたっての日程制限などは特に定められていない。

- ステップ 2：議論段階

提案が提出されるとメーリングリスト上でも当該提案が公開され、メーリングリスト上で議論が開始される。この議論によって提案の修正が必要となった場合、修正された提案が再度修正点とともに公開される。WG のチェアはこの議論に必要な期間を定めることができる。この期間は通常 4 週間を超えない範囲で設定されるが、延長されることもある。

- ステップ 3：レビュー段階

議論段階が終了すると提案はレビュー段階へと移され、WG がコンセンサスに達したかを判断する。コンセンサスに達しなかった場合、提案者はこの提案を取り下げることができる。取り下げない場合、再度議論段階へと差し戻される。レビュー段階に設定される期間は、4 週間以内とされている。

---

<sup>27</sup> [http://www.ripe.net/ripe/docs/pdp.html#appendix\\_b](http://www.ripe.net/ripe/docs/pdp.html#appendix_b)

- ステップ 4：最終プロセス

WG がコンセンサスに達したと WG チェアが判断すると、当該提案は最終コメント期間にかけられる。最終コメント期間の通知はメーリングリストになされる。最終コメント期間は 4 週間とされている。期間終了後、WG チェアが当該提案がコンセンサスに達したかを最終的に判断する。コンセンサスと判断された提案については、その提案が実施に移される。コンセンサスに至っていないと判断された提案については、提案者は当該提案をさらなる議論のため、WG に再提出することができる。

ここまでで見てきたとおり、RIR 間でもそのポリシー策定プロセスには様々な点で違いがある。APNIC はポリシー文書の編集に関するポリシーまで定めているのが特徴で、ARIN はプロセスのあらゆるポイントで異議申し立ての機会を設けているのが特徴と言える。

RIPE NCC の場合、他 RIR と比較するとプロセスはそれほど厳密に定められておらず、特にミーティングの場での議論については何も定めていないのが特徴であろう。実際、RIPE NCC のミーティングの場で提案に関して賛否を問うことはまれであり、むしろ議論が尽くされる事に重きを置いているようである。

#### 2-4-2 RIR における IP アドレスポリシー策定プロセスの課題

前項で述べたとおり、各 RIR は各々のポリシー策定プロセスを文書化し、プロセスの透明性を確保することに腐心している。共通なのは、ポリシーの提案は誰でも行えることと、決定は基本的に参加者の総意(コンセンサス)に基づいてなされるということである。

しかし、各 RIR においてルール制定に向けた議論に広く門戸を開いていたとしても、言語が障壁になるケースがある。各 RIR の会議における公用語は基本的には英語であり、地域によっては提案者、参加者の大多数の第一言語が英語でなく、意思疎通がうまくないこともある。

また、コンセンサスの判断を行うことは実は非常に難しい。参加者全員が賛成、反対は無しというケースであれば判断は容易だが、実際にはそのようなケースはほとんど無い。提案によっては利害関係がある当事者が非常に少なく、関心をあまり持ってもらえず従って積極的な支持も得られにくいということもある。単純多数決とは異なる意思決定方式が取られているため、コンセンサスの判断をどう定義するかが重要であり、課題でもあると言

える。APNICではこのコンセンサスの定義もガイドラインでの明確化<sup>28</sup>を図っており、RIRのIPアドレスポリシー策定プロセスを理解する上でも、注目すべき文書である。

APNIC の場合、APNIC 事務局側からポリシー提案がなされることもしばしばあるが、ARIN や RIPE NCC の場合、事務局側から提案を行うことには非常に慎重である。コミュニティのボトムアップの提案を尊重し、トップダウンと解釈されるような提案は極力避けるべきという考えに基づくものであるが、IPv4 アドレスが枯渇していく局面でこういったアドレスポリシーが適切なのか等、アドレス管理の根幹に関わる重要な問題については、RIR 側の積極的な提案、関与が求められる可能性があり、RIR の今後の対応が注目される。

### 2-4-3 JPNIC における IP アドレスポリシー策定プロセスの現状

日本国内で IP アドレスの管理を行っている NIR である JPNIC でも、RIR と同様に IP アドレスポリシー策定プロセスの定義を文書化し公開している。参加、提案に制限を設けず、ミーティングとメーリングリストでの議論に基づいて提案の採否が決定されることは RIR の IP アドレスポリシー策定プロセスと同様である。

JPNIC では、このポリシー策定プロセスの調整役としてポリシーワーキンググループ（ポリシーWG）という JPNIC から独立した機関を設け、この WG がミーティングの議長や JPNIC への IP アドレスポリシー実装勧告を行う役割を担うと定義している。この点は、APNIC よりさらに一歩踏み込んだものといえる。

JPNIC ではこの IP アドレスポリシー策定プロセスを 2004 年 11 月から運用しているが、2006 年にこれを一部変更する提案があった。これは、それまでミーティングの場でのコンセンサスの定義を「オンサイトフォーラムの参加者の過半数の賛同が得られた場合」としていたものを、「ポリシーWG チェアがポリシー提案に対して会場の賛否両意見を元に、質と量の両面から総合的に判断して提案がその場の総意として支持されている状態」と変更するものである。この提案は、コンセンサスの判断を RIR でのそれに揃えることを目的としたものであり、参加者の賛同を得て実装されることとなった。

この新しいJPNICのIPアドレスポリシー策定プロセス<sup>29</sup>は、2007年3月7日より発効となった。

---

<sup>28</sup> <http://www.apnic.net/meetings/archive/sigs/draft-guidelines-v001.pdf>

<sup>29</sup> <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01059.html>

#### 2-4-4 JPNIC における IP アドレスポリシー策定プロセスの課題

JPNIC は APNIC の配下で活動する NIR であるため、APNIC で策定されるアドレスポリシーの影響を受ける。また、ポリシー提案を議論するミーティング（オープンポリシーミーティング）でコンセンサスを得たとしても、さらに APNIC のミーティングへ提案を行い、そこでもコンセンサスを得ないと実施できないポリシー提案もあり得る。

つまり、日本国内で適用される IP アドレスポリシーといえども、国内だけで全て完結できるわけではなく、必ず APNIC との調整や、APNIC ミーティングへの提案、逆に、APNIC ミーティングで決まったことを JPNIC オープンポリシーミーティングで提案するなどの連携が非常に重要である。現状では特に問題が発生しているわけではないが、今後もこの連携を保つことが課題となる。